

TOKYO H2 ロゴマーク利用規定

① TOKYO H2 ロゴマニュアル

(別途ロゴマニュアルをご参照ください)

② ロゴの利用方法

- TOKYO H2 ロゴマニュアルの規定を遵守すること
 - ロゴ名称 (TOKYO H2) を商品名に用いないこと
 - 東京都の商品であるという誤認や東京都が品質保証を行っているという誤認など、誤認の恐れがあるデザインになっていないこと
例：「東京都に保証された」等といった記載／本来の企業様・ブランドのロゴマークよりも大きなサイズで TOKYO H2 ロゴマークを表示すること／TOKYO H2 ロゴマークが主体と見える商品等
 - 企業自体の広告や、対象アクション・商品以外での利用はできません。
 - 広告表現においては商品名や社名を明確に表記するなど、商品の責任の所在が伝わる表現にしてください。
 - 利用方法、利用場所については事前に東京都の確認が必要です。
 - 本書の記載事項を遵守すること
-

③ ロゴマークの利用料と申請方法

■利用料

- 無料

■申請方法

- 「TOKYO H2 ロゴマーク使用申請書」により申請をお願いします。その際、TOKYO H2 ロゴマークの利用イメージ図 (見本図) 等も必要となります。
 - 東京都にて確認 (利用条件を満たしていること等) の上、ご利用可否をご連絡します。
-

④ 商品の宣伝広告の際に利用できない文言例

- 東京都が商品開発に携わったと誤解を受ける表現
- 商品の品質を東京都が認めているような表現

※TOKYO H2 は、商品の品質・性能を認めるものではありません。商品の品質・性能を東京都が認めている、保証していると取られかねない表現は利用できません。(※誤解を受けや

すい例：「保証された」等)

⑤ 主な掲載可能メディア

- 製品・パッケージ
 - パンフレット、ポスター、チラシ等の印刷物
 - ウェブサイト、SNS等のデジタルメディア
 - 展示会、イベント等の看板・ブース装飾
 - 店頭販促用品（POP、ポスター、フライヤー等）
 - テレビCM など
-